

平成 27 年度 第 3 回 香川県行財政改革推進会議 議事録

1 日 時 平成 28 年 3 月 23 日 (木) 10:00~11:35

2 場 所 香川県庁本館 12 階大会議室

3 出席者

【委員】

平井議長、村山副議長、天野委員、齋藤委員、進藤委員、柘植委員、平野委員、真鍋委員

【事務局】

(政策部) 工代部長、徳大寺次長、淀谷政策課長、尾崎予算課長、吉川総括政策主幹

(総務部) 大津部長、浅野次長、井元人事・行革課長、海津人事・行革課副課長、井下政策主幹

(危機管理総局) 大西次長、(環境森林部) 大山次長、(健康福祉部) 東原次長

(商工労働部) 秋山次長、(交流推進部) 西尾政策主幹、(農政水産部) 宮武次長

(土木部) 岡田次長、(出納局) 山田出納局長、(水道局) 池上次長、(教委事務局) 土岐次長

(警察本部) 武田参事官、(病院局) 山本課長

4 議 題

(1) 香川県新行財政改革基本指針 平成 28 年度実施計画 (案) について

(議長)

平成 28 年度実施計画について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

「1 業務執行体制の最適化」について

(委員)

- ・「適正な定員管理と人員配置」の知事部局の 2,800 人体制について「実員での人員体制の確保」と記載されているが、どのような意味があるのか。
- ・教職員数が 100 名程度減少しているが、教員の負担が高くなるのではないか。教員の人員についてどのように考えているのか。
- ・「外郭団体、県に事務局を置く任意団体等の見直し」の外郭団体の評価方法等の検討について、健全で自立的な経営に向けた経営状況等の把握に関し、補助金や委託料の現状と、見直しルールの考え方はどのようになっているのか。
- ・「広域連携の推進」の総合的な連携体制の構築について、他県と連携する体制構築として、岡山県、高知県のみ記載しているが理由はあるのか。
- ・交通事故対策における「民間企業等との連携の推進」について、今まで以上に踏み込んで、企業との連携を考える必要があるのではないか。

(事務局)

- ・知事部局における 2,800 人体制について、「実員での人員体制の確保に努める」とは、これまで 2,800 人体制を基本に進めてきたが、平成 27 年 4 月における実員は 2,790 人で、実員で 2,800 人に達していない状態が続いている。平成 28 年 4 月における見込みも 2,800 人に達していない。
- ・業務量が増加するなかで、これまでも、2,800 人を確保する採用計画を立て進めてきたが、年度途中の退職者などもあり十分に確保できていない。今後は、退職者の見通しをシビアに考えるなど、実員 2,800 人確保の努力をするという意味で記載している。

(事務局)

- ・教員数は、子どもの数やそれに基づく学級数により定められている。平成28年4月における見込みが約100名の減員となっているのは、子どもの数や学級編成を勘案し算出する基礎定数が減少したことに伴うものである。
- ・子どもの教育環境の向上は重要と考えており、平成27年度から、これまでの小学4年生までとあわせ、中学1年生においても35人学級を実施している。県単独の加配措置も活用し、子どもの教育環境が保たれるよう人員配置に引き続き努力する。

(事務局)

- ・「広域連携の推進」については、四国知事会において4県の知事と、中・四国サミットにおいて9県の知事や経済界の方々と総合的なテーマを話し合っている。
- ・加えて個別に話し合いをするテーマも多くある。岡山県とは、瀬戸内海を挟んで人・物・情報の流れが激しいことから、平成15年より知事会議を開催し連携課題について話し合っている。また、これまで高知県とは観光面などについて話す機会がなかったが、早明浦ダムなど嶺北地域との関係も深いことから、平成26年より知事会議を開催している。今後もいろいろなテーマで他県と連携することが考えられる。

(事務局)

- ・民間企業等との連携による交通事故抑止対策について、高齢者の事故を抑制するため、高齢者の運転免許自主返納者優遇制度を実施しており、平成28年2月現在で1,134店の民間店舗の協力を得ている。広域展開している企業も参加するなど他県に比べても魅力的な制度になっており、引き続き平成28年度も実施していく。この制度により、高齢者の運転免許自主返納者数は3,167人になり、平成26年度に比べ1,149人増加の1.6倍になっている。
- ・平成28年度は、高齢者の事故抑止のため、新たに先進安全自動車の購入費補助制度を、自動車販売店の協力も得て実施する。

(事務局)

- ・これまでも外郭団体のあり方や運営方法、県の関与について見直しを図ってきた。また、経営の効率化や透明性の高い健全経営に向け、平成24年に外郭団体の資金運用の適正化についての指導通知も行った。委託契約についても、県との随意契約について契約金額や契約理由などを県ホームページで公開し透明性の確保を図っている。また、役員報酬についても公表し、透明性の確保に努めているが、今後は、外郭団体の自立的運営に向けて検討をしていく。

(委員)

- ・県から県内企業に対し、従業員の交通安全について強力に要請をしたらいいのではないかと。

(事務局)

- ・県内企業を含め、県民に対し交通安全の啓発に努める。

(委員)

- ・「民間企業等との連携の推進」のがん検診の受診率向上における連携について、具体的にどの

ように企業と連携し受診率の向上を図るのか。

(事務局)

- ・がん検診受診率向上プロジェクトとして、平成21年度から、県とプロジェクト推進企業グループの代表企業との間で協定書を結び、がん予防の普及啓発の充実やがん検診の受診率向上に向けた取組みを協働して進めている。普及啓発の具体例としては、がん検診を受診できる場所や費用、がんセルフチェックシートなどを記載したパンフレットを作製し配布するなど、早期発見・早期治療に向け各企業と協働してプロジェクトを進めている。

(委員)

- ・興味を持っていないと取組みについて知ることができない、そういった人にも目を向けてもらえるような普及啓発方法があればいいと思う。

(事務局)

- ・いただいた意見を参考に、取組みを進めていく。

(委員)

- ・航空路線の台北便の増便など海外との提携は順調に推移しており、外国との交流が活発になっていると感じる。瀬戸内国際芸術祭やお遍路さんで観光客も増加していると思うが、ホテルなどの宿泊の受入態勢はうまくいっているのか。行政は定期便を増やすなど活発に取り組んでいるが、宿泊などの受入を行う民間企業との連携についても考える必要があると思う。

(事務局)

- ・県内でも宿泊施設の予約が取りづらい時期がある。宿泊施設の整備については課題として認識しており、MICE誘致の推進の中で、民間企業や飲食・宿泊施設団体と連携し官民一体で課題に対応していきたいと考えている。

(委員)

- ・県立丸亀病院は建物も老朽化しており、主な診療科は精神科がある。丸亀周辺には私立の精神病院が複数あることから、公立の病院のあり方として診療科の見直しなどの予定はあるか。

(事務局)

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、県は精神科病院を設置しなければならないとされている。これは、精神疾患の場合、任意の入院のほか、措置入院、医療保護入院、応急入院といった人権を一定程度制限するケースがあり、これに対応する役割が県立の精神科病院には求められているためである。
- ・また、精神科の救急医療について、夜間休日を含め緊急・重度の患者に対し、県内の精神科病院と輪番制に参加し対応している。これに加え、県立の精神科病院として、各病院の空床情報の収集や救急患者の受け入れ先病院との連絡調整など、精神科救急情報センターの役割も担っている。あわせて、精神科救急拠点病院の指定を受けて、輪番病院が対応できない重度の患者にも対応している。
- ・政策医療に必要な入院・加療に対応する体制の整備が必要であるものの、不採算分野である

ため収支均衡が困難な状況である。求められる機能を発揮していくため、ダウンサイジングも含め機能特化をしている状況である。

- ・丸亀病院における喫緊の課題は精神科医の不足であり、医師確保を進め、政策医療における役割を担うとともに収益の向上につなげていきたいと考えている。

(委員)

- ・「内部事務手続きの縮減」の会計事務手続きの合理化について、発注事務手続きの簡略化と備品の基準額の見直しとは、具体的にどのような取組みを考えているのか。

(事務局)

- ・発注事務手続きの簡略化については、現在、随意契約を行う際の見積書徴収者が1者で足りる基準額を3万円以下としている。3万円を超える場合は2者からの見積書の徴収が必要である。昨年行った全国調査によると、1者の見積もりで足りる基準額を10万円以下としている府県が17と最も多い。最も低い3万円以下は愛知県と本県の2県のみとなっている。職員の事務処理の軽減だけでなく業者の負担軽減にもつながることから、基準額の引き上げを考えている。
- ・備品の基準額の見直しについては、現在、3万円以上のものについて台帳管理しており、年に複数回、台帳と現物の突合チェックをしている。26年度に他県が行った全国調査によると5万円以上を備品としているところが15県と最も多く、10万円以上が9県となっている。台帳管理による負担軽減の観点から、見直したいと考えている。
- ・いずれも、適正な管理ができるのか、特定の業者への発注や購入金額の高止まりとならないかなどの課題もあわせて整理しながら検討を進めていく。

(委員)

- ・台帳管理の基準額を引き上げた場合に、不正リスクも高くなる可能性があるため、合理化を進めるとともに気を付けてほしい。「業務の適正を確保する取組みの推進」に会計事務の適正な運営を確保するための研修の実施とあるように、会計事務のコンプライアンス研修も強化しつつ、合理化とともに職員の意識啓発の研修も進めたい。
- ・事務処理の合理化にあたって、重要なところは2人以上でチェックするなどの基本的な注意は必要だと思う。また、「業務改善の取組み」の業務の見える化の推進や業務の標準化の推進として、マニュアルやチェックシートを作成するとしているが、フローチャートや図表も取り入れて、職員がチェック項目をよく理解できるようにしたうえで、合理化することが大切だと思う。

(事務局)

- ・研修は各階層において実施する。また、コンプライアンス研修は職員の意識の問題であり、引き続き力を入れて実施していく。またチェックシートやマニュアルについても、見て分かりやすいものに順次、見直しを進めている。

(委員)

- ・「地域団体やNPO・ボランティア等との協働の推進」について、「協働の推進」と記載されているが、これまで「共助の社会づくり」と言ってきたと思っているが、他の項目にあわせ

て「協働」に記載を変更したのか。

- ・他団体やNPO・ボランティア等への支援について、社会背景は変化しているが、支援施策は昔と変わっていないように感じる。基礎自治体が行う地縁組織や新規のNPO等への支援ではなく、県でないとできない協働の推進として、自立した高度なNPO等に対する支援・協働を図っていく必要がある。NPO等の意識・業務遂行能力などの向上と記載されていることは評価できるが、取組内容がNPO法人研修会や交流集会など従来のものと変わらない。県にしかできない高度な施策を実施しないと、いつまでたってもNPOが自立できないと危惧している。

(事務局)

- ・NPOの認証等は、共助の社会づくりの事業として実施している。「協働」とは県とNPO等と一緒に取り組むことを強調するために使ったものである。
- ・県では現在、ボランティア・NPO協働推進事業として、県市町職員を対象とした研修会やNPOを対象としたホームページの作り方と会計事務の研修会、県ホームページの共助の広場を活用しNPOの優れた取組み情報の発信を行っている。また、全国的にも1、2県だと思うが、資金面のフォローアップとして、香川県NPO基金を設け、そこを通して活動資金を助成した場合に税の優遇制度が使えるようにしている。大きく活発なNPOに育てるため、県として何ができるか意見を聞きながら検討したい。

(委員)

- ・NPO基金は他県にない先進的な取組みである。行政依存型のNPO組織を自立化させるような施策を考えてほしい。

(委員)

- ・新行財政改革基本指針にもとづく、初年度の計画なので「検討する」との内容が多くなるのは仕方がないが、タイミングを逸しないで今やるべきものもあると思う。「マイナンバーの有効活用」に関してマイナンバー制度導入により、税の申告などにeTAXの利用促進ができるかもしれない、また「窓口サービスの迅速化・質の向上」における電子申請の利用促進も同じように、マイナンバー制度導入により電子申請を増やすチャンスなので力を入れて取り組んで欲しい。
- ・「民間企業等との連携の推進」におけるMICE誘致については、G7香川・高松情報通信大臣会合を客観的に評価し、実績と反省点をまとめることが来年度は大切だと思う。
- ・時機を失さないという視点から、「指定管理者制度の見直し」について、骨太の方針などでPPP、PFIを積極的に図っていくことを政府は提唱しているので、指定管理者制度の見直しにおいてこれらの視点も踏まえる必要があると思う。
- ・丸亀病院の役割は理解できたが、その果たし方について、他地域に持って行った方がよいのか、他病院に併設した方がよいのかなどについて、全体のバランスとして考える必要があると思う。

(事務局)

- ・マイナンバー制度導入を契機に行政の効率化や利便性向上に向けた検討をしていきたい。
- ・ほとんどの公共施設において指定管理者制度を導入している。今後、新たな施設整備や管理

運営の中で、PPPや指定管理者などを含めて検討しながら進めていく。

「2 人材育成・活用の最適化」について

(委員)

- ・「適材適所の職員配置」の女性の管理職登用に関して、2020年までに女性管理職を30%にするという国の方針の実現可能性に対するアンケートで、実現できると回答した女性は17%と低かった。女性の意識を高めるために、研修などのやり方を検討してほしい。
- ・「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、女性の活躍推進と非常に関連性があり、時間外労働の削減や育児休暇の取得向上などが重要である。今まで以上の強力な取組みをお願いしたい。

(事務局)

- ・女性活躍のための管理職登用について、これからも積極的に進めていきたいと考えている。女性職員の意識改革も重要だと思う。若いうちから意識を持てるよう研修や人材育成を踏まえた配置を行いつつ登用を進めていきたい。
- ・女性の活躍のためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要である。超過勤務の縮減にも取り組んでいるが実効が上がっていない。さらに労働時間短縮に積極的に取り組んでいく。

(委員)

- ・「適材適所の職員配置」における職種にとらわれない職員配置の推進について、技術職種の職員が事務職種に配置されるが、また元の技術職種に戻る配置が行われていると聞く。適材適所の観点から、採用時の職種にこだわらず、その後身につけた能力を踏まえ、事務職種にふさわしい職員については柔軟に考えてもいいのではないかと思う。
- ・「ワーク・ライフ・バランスの推進」について、県内の企業についてワーク・ライフ・バランスの取組みが進んでいないところや女性の活躍が難しいところもあると聞く。県庁は取組みのトップランナーだと思うので、どうすればうまくいくかの優良事例をとりまとめて民間企業に提供してほしい。

(事務局)

- ・職種にとらわれない人員配置について、現状では、技術職種について、管理職を目指すための人材育成の観点から事務分野を数年経験した上で、元の技術職に戻って管理的立場を担ってもらっている。適材適所の意味では、将来的に考えていかなければならないと思う。
- ・ワーク・ライフ・バランスについては、商工労働部を中心に県内企業に対して普及をお願いしている。表彰制度や優良事例の紹介などは現在も取り組んでいるが、さらに庁内で連携して取り組んでいく。

「3 財政運営の最適化」について

(委員)

- ・「適切な債権管理の推進」における県税滞納額の圧縮について、滞納整理の強化や納期内納付等の推進に向けて具体的にどのような取組みを行うのか。

- ・未来の納税者である子どもたちに対し、納税の大切さを啓蒙する活動としてどのようなことを行っているのか。

(事務局)

- ・個人県民税の徴収については、市町と一緒に企業に対する特別徴収の依頼に力を入れて行っている。自動車税については、コンビニ収納やクレジット納付もできるようにしている。
- ・滞納整理については、市町と滞納整理機構を組織し、公平性や財源確保面から市町と一緒に取り組んでいる。
- ・若い世代への教育については、国税局と一緒に税の作文コンクールを実施したり、日銀とも連携して広報活動を行っている。今後も県として工夫して取り組んでいく。

(委員)

- ・住民税の特別徴収は市町単位であることから、事業所における手続きが非常に大変である。申請手続きを1カ所に集約して、その後に各市町に配分するような方法ができれば、特別徴収を行う事業所が増えるのではないかと思う。

(委員)

- ・平成28年度予算を見ると、基金は減少し、臨時財政対策債を含めると県債残高は増加している。少子化を迎え生産年齢人口が減少することを踏まえると、県民一人当たりの借金の返済額は大きくなっている。大規模な公共事業があるという事情も分かるが、将来を見据えた状況を説明した上で、施策を進めた方がいいと思う。

(事務局)

- ・財政規律は非常に重要である。昨年11月に新しい財政運営指針を策定し、28年度から5年間の歳入歳出を積み上げ、財政規律を保てるよう計画している。平成22年に策定した前の財政運営計画には記載されていなかったが、新しい指針の中では、対象期間において元金プライマリーバランスの黒字化を図り、一般会計及び全会計の県債残高の減少を目指すことを目標として記載しており、今後は新指針を踏まえ、県財政の運営に努めていく。

(2) その他

(議長)

委員から御意見のあった点については、県において十分に検討するようお願いしたい。
委員には、会議の進行に御協力をいただき感謝する。
本日の推進会議はこれで終了させていただきたい。